固定資産税を減額します
～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修～

バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

新築から10年以上経過し、床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（賃貸住宅を除く）で、申告時までに次のいずれかのかたが居住している住宅。

・65歳以上のかた
・要介護認定または要支援認定を受けているかた
・障害者のかた
※床面積の要件は改修工事の時期により異なります。

対象となる改修工事

工事費（自己負担分）が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

・通路などの拡幅　・手すりの取り付け
・階段の勾配の緩和　・床の段差の解消
・浴室の改修　・引き戸への取り替え
・便所の改修　・床表面の滑り止め

減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を３分の１減額します。
※床面積100㎡までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から３か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

必要な書類
○住民票の写し
○改修工事の領収書、明細書
○改修工事を行った箇所の写真
○改修にあたり補助金の交付を受けた場合、補助金の内容が確認できる書類
○要介護、要支援認定を受けているかた
　・介護保険被保険者証の写し
○障害者のかた
　・障害者手帳の写し

省エネ改修

家庭からのCO_2排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年１月１日以前に建築され、床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（賃貸住宅を除く）。
※床面積の要件は改修工事の時期により異なります。

対象となる改修工事

工事費（自己負担分）が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

①窓の断熱改修工事
②①の工事と併せて実施した次の工事
・床の断熱工事
・天井の断熱工事
・壁の断熱工事
③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を３分の１減額します。
※床面積120㎡までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から３か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

○住民票の写し
○改修工事の領収書、明細書
○改修にあたり補助金の交付を受けた場合、補助金の内容が確認できる書類
○省エネ基準に適合することを証する書類
　（増改築等工事証明書）
※省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額される固定資産税額や必要書類が異なります。

問合せ　税務課　課税担当　☎62-1461

戸籍・住民票ストップ ザ 不正取得
―登録しましょう！本人通知制度―

戸籍謄本や住民票の写し（本籍入り）などを第三者に交付した場合に、交付年月日、交付した証明書の種別、通数、第三者の種別を通知する「本人通知制度事前登録」を受け付けています。

登録できるかた

皆野町に住民登録や本籍のあるかた
登録には本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）が必要です。

問合せ　町民生活課　戸籍住民担当　☎62-1232

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法の規定に基づき、平成29年度の閲覧状況を公表します。

埼玉県企画財政部計画調整課長
閲覧日　平成29年9月21日
閲覧事由　平成29年度県民満足度調査
閲覧の範囲　満18歳以上の男女

日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長
閲覧日　平成29年12月26日
閲覧事由　全国たばこ喫煙者率調査
閲覧の範囲　昭和3年5月1日～平成10年4月30日生まれの男女

問合せ　町民生活課　戸籍住民担当　☎62-1232